

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、私立幼稚園及び認定こども園に就園する障がい児等特別に支援の必要な児童（ただし、認定こども園については、子ども・子育て支援法第20条第3項による子どものための教育・保育給付に係る支給認定において、同法第19条第1号の区分による認定を受けている児童）の特別支援教育の充実を図ることを目的として交付する、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(交付の対象及びその額)

第2条 交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「要支援児」という。）を受け入れており、大阪市内において、私立幼稚園等（学校教育法第1条に規定する幼稚園及び学校教育法附則第6条の規定による私立幼稚園又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園及び同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（ただし、「子ども・子育て支援法」第19条第1号に規定する子どもに係る認可定員を有する園に限る。以下「認定こども園」という。））の設置者のうち、大阪市要支援児受入促進指定園の設置者とする。

- (1) 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）」に基づく身体障害者手帳、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」に基づく療育手帳、又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている児童
- (3) 医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、又は大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された児童
- (4) 本市が示す集団保育等において加配が必要であると認める、障がい又は障がいの疑いの基準に該当すると医師が診断している児童
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童
- (6) 心理学上の診断書等に基づき市長が支援を必要とすると認める児童

2 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）については、私立幼稚園等における要支援児の保育に直接必要な経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 教材費
- (3) 教育研究費
- (4) 設備費

(5) その他要支援児の保育に直接必要な経費

3 交付金の額は、交付金の交付を受けようとする年度の毎月1日現在、当該園に就園する要支援児数に、市長が毎年度別に定める額（月額）を乗じて得た額として予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、同申請書に掲げる書類を添付したうえで、毎年度別途通知により、指定する日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、交付金事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、交付金の交付の決定をしたときは、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、交付金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金不交付決定通知書（様式第3号）により交付金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前2項に係る規則第5条第4項に規定する通常要すべき標準的な期間は、交付申請の提出期限又は規則第5条に規定する交付申請に必要なすべての書類の到達後（申請内容を補正するための期間は除く）のどちらか遅い日の翌日から起算して30日とする。

(申請の取下げ)

第5条 交付金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、第11条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査を経た後に、交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付金事業者」という。）からの請求により、確定払で交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(交付金事業の変更等)

第7条 交付金事業者は、交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金変更

承認申請書（様式第5号）に同申請書に掲げる書類を添付したうえで、交付金事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、交付金事業の目的に変更のない場合に限る。

- (1) 交付金目的の達成に影響を及ぼさない変更
- (2) 交付金の額に影響を及ぼさない変更

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により交付金事業者に通知するものとする。

3 市長は、交付金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、交付金を交付することができる。

- (1) 交付金事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 交付金事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による交付金の交付について準用する。

（交付金事業の適正な執行）

第9条 交付金事業者は、交付金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査）

第10条 市長は、交付金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、交付金事業者に対して報告を求め、又は交付金事業者の承諾を得た上で職員に当該交付金事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 交付金事業者は、半期ごとの交付金事業が完了したとき（交付金事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は交付金事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、同報告書に掲げる書類を添付したうえで、市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書（通年分）の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金額確定通知書（様式第9号）により交付金事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 交付金事業者は、交付金事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成26年8月19日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成29年10月30日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成30年12月3日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

幼稚園・認定こども園名
設置者所在地
設 置 者 名
代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付申請書

標題の交付金について交付を受けたいので、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする交付金の額及びその算出の基礎

- (1) 交付金の額 金 円
(2) 算出の基礎 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱に基づく

2 交付金事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金
(2) 目的 添付書類のとおり
(3) 内容 添付書類のとおり

3 交付金事業の完了予定日

年 月 日

4 添付書類

- ・(様式第1-1号) 事業計画書
- ・(様式第1-2号 No.1-3) 調査票
- ・(様式第1-3号) 教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見
- ・(様式第1-4号) 保護者説明の実施状況の確認書
- ・(様式第1-5号) 特別支援教育担当教職員調査票(予定)
- ・(様式第1-6号) 支出予算内訳書
- ・(様式第1-7号) 判定中に関する申出書(判定中の園児のみ提出のこと。)
- ・手帳・診断書等(原本又は写し)

(様式第2号)

大阪市指令こ青第
年 月 日
号

様

大阪市長

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 交付金の交付額 金_____円

2 交付金の交付の条件

- (1) 交付金事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、交付金の適正な執行を期するため、交付金事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該交付金事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年2月27日条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大正第

号

年

月

日

様

大阪市長

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金不交付決定通知書

年 月 日付けて申請のあった大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大阪市長様

幼稚園・認定こども園名
設置者所在地
設置者名
代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金の交付決定について、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付要綱第5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 交付金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取り下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大阪市長様

幼稚園・認定こども園名

設置者所在地

設置者名

代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付金の交付決定を受けた交付金事業について、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1. 変更する内容及びその理由

2. 既に交付決定を受けた金額及び事業の内訳

(1) 交付決定額	金	円
(2) 内訳	大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事業	円

3. 交付金交付変更申請額及び事業の内訳

(1) 交付変更申請額	金	円
(2) 内訳	大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事業	円

4. 添付書類

- ・(様式第5-1号) 事業計画変更届

※以下の様式は、申請内容を変更する様式のみ提出のこと。

- ・(様式第1-2号 No.1-3) 調査票
- ・(様式第1-3号) 教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見
- ・(様式第1-4号) 保護者説明の実施状況の確認書
- ・(様式第1-5号) 特別支援教育担当教職員調査票(予定)
- ・(様式第1-6号) 支出予算内訳書
- ・(様式第1-7号) 判定中に関する申出書(判定中の園児のみ提出のこと。)
- ・手帳・診断書等(原本又は写し)

(様式第6号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

幼稚園・認定こども園名
設置者所在地
設 置 者 名
代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付金の交付決定を受けた交付金事業について、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令こ青第
年 月 号
日

様

大阪市長

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市私立
幼稚園等特別支援教育費交付金について、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年 月 日

大阪市長様

幼稚園・認定こども園名
設置者所在地
設置者名
代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 交付金事業の名称 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金

2 交付金額 金 円

3 交付金事業の実績 添付書類のとおり

4 添付書類

- ・(様式第8-1号) 事業報告書
- ・(様式第8-2号) 私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表
- ・(様式第8-3号) 保護者説明等実施状況報告書
- ・(様式第8-4号) 特別支援教育担当教職員調査票
- ・(様式第8-5号) 支出経費内訳書
- ・補助対象となる職員の賃金台帳の写し
- ・補助対象経費を事業者に対し支払った領収書等の写し又は補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し

(様式第9号)

大正青第 号
年 月 日

樣

大阪市長

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金については、次のとおり交付金額を確定したので大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

[様式第 10 号]

大阪市指令こ青第
年 月 日

様

大阪市長

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

事業計画書

幼稚園・認定こども園名

1 目的

特別支援教育の充実を図るため、支援を必要とする子どもの受入に必要な人件費等の費用に本交付金を充当する。

2 内容

様式第1－2号No.1～3	調査票
様式第1－3号	教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見
様式第1－4号	保護者説明の実施状況の確認書
様式第1－5号	特別支援教育担当教職員調査票(予定)
様式第1－6号	支出予算内訳書

3 特別支援教育費交付金算定

対象月	交付金単価 ①	対象幼児数 ②	交付金算定額 (①×②)
4月	円	人	円
5月	円	人	円
6月	円	人	円
7月	円	人	円
8月	円	人	円
9月	円	人	円
10月	円	人	円
11月	円	人	円
12月	円	人	円
1月	円	人	円
2月	円	人	円
3月	円	人	円

交付金基準額	
	円

調査票

幼稚園・認定こども園名	
記入者【職・氏名】	
電話番号	

1. 要支援児の受入状況

(1) 学級数等の現状

5月1日時点

定員	実員	要支援児数				学級数	うち 特別支援 学級数
			3歳児	4歳児	5歳児		

(2) 学級数等の現状の内訳 及び 要支援児の受入に係る加配教職員の配置状況

歳児別 区分	学級名	園児数	うち 要支援 児数	学級担任氏名		要支援児に対し、 教育上特別に配慮するために 加配している教員・職員の状況		
				①担任	②担任 (副担任)	③主に要支援児を担当している教員氏名	④要支援児を含む学級・健常児のみの学級ともに担当している教員氏名	⑤要支援児の介護等に直接関わる職員氏名
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								

【※1】4月1日時点で幼稚園等に設置されている全ての学級を記入して下さい。

【※2】氏名は再掲可。(教育上特別に配慮するために学級副担任等を配置している場合は、③、④いずれかに記入して下さい。)

幼稚園・認定こども園名

2. 要支援児の教育の取り組み状況

(1) 受入の経緯(該当するチェック欄に「○」を付けて下さい。)

チェック欄	受け入れの経緯の内容
	1. 募集要項に受け入れの姿勢を明記している
	2. 募集要項には明記していないが、園の方針として受け入れている
	3. 保護者からの要請があったため
	4. 子ども家庭センター・児童相談所・病院等からの要請があったため
	5. 入園後に判明した
	6. その他()

(2) 支援をする児童の教育に関する研修への参加状況(前年度実績)

	研修名	主催者名	研修参加日数	参加人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(3) 幼稚園運営上、支援をする児童の教育を行う上で特に留意していることを記入してください。

--

3. 要支援児の人数及び障がい種別の内訳

(1) 学年別の内訳

要 支 援 児 数						
3歳児 (年少)	4歳児 (年中)		5歳児 (年長)			合計
	3歳入園	4歳入園	3歳入園	4歳入園	5歳入園	

【※1】満3歳児入園は「3歳児」に区分して下さい。

(2) 障がい種別の内訳 (※複数該当する場合は、主たる種別を記入。)

①視覚障がい	②聴覚障がい	③知的障がい	④肢体不自由	⑤病弱虚弱	⑥言語障がい	⑦情緒障がい	合計

4. 要支援児の概要

※申請日時点での交付金対象児童について、全員記入して下さい。
 【「様式第1－7号 判定中に関する申出書」に該当する園児も記入して下さい。】

	氏名	生年月日 (西暦入力)	年齢 4.1 現在	入園年月日 (西暦入力)	幼稚園・認定こども園名			
					障がいの種別	学級名	認定の区別 (5.1時点)	交付金対象 (開始)月
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

■記入例

【認定の区別】欄

①私学助成を受ける園：「私学助成」を選択。

②上記以外の施設型給付を受ける園又は認定こども園：「1号認定」を選択

	氏名	生年月日 (西暦入力)	年齢 4.1 現在	入園年月日 (西暦入力)	障がいの種別	学級名	認定の区別 (5.1時点)	交付金対象 (開始)月
1	私学 太郎	2017年5月10日	4歳	2021年4月1日	⑤病弱虚弱	さくら組	1号認定	4月

教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見

年 月 日

大阪市長様

設置者名 _____
 幼稚園・認定こども園名 _____
 園長名 _____

下記の園児について、教育上特別な配慮を要しますので、別紙の診断書等及び「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」を添えて提出します。

	園児氏名	生年月日	年齢	入園年月日	障がい種別	学級名	認定の区別
1							

【認定の区別】欄

①私学助成を受ける園:「私学助成」を選択。

②上記以外の施設型給付を受ける園又は認定こども園:「1号認定」を選択

■園長所見

①園での生活上や教育・保育上の困難

② ①に記載した「生活上や教育・保育上の困難」を園児が主体的に改善・克服するために、園が特別に配慮していること

＊「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」に基づき実施している継続的な支援や指導を具体的に記載すること。

＊下記の特別な配慮の観点に沿って、園で実施している特別な配慮の内容を具体的に記載すること。(全ての項目を埋めること)

【教育・保育上又は生活上の配慮】

(食事、移動、排泄、衣服の着脱の際に配慮していること)

特になし 配慮内容:

【教育・保育内容の変更・調整】

(認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な教育・保育活動の内容や量について工夫していること)

特になし 配慮内容:

【情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

(他児とは異なる教育・保育教材や補助教材・弱視レンズや補聴器等の補助用具の使用の有無、障がいの状態に応じたコミュニケーションの方法について配慮していること)

特になし 配慮内容:

【教育・保育機会や体験の確保】

(治療のための教育・保育空白が生じることや障がいの状態により経験が不足することに対し、教育・保育機会や体験を確保するために工夫していること)

特になし 配慮内容:

【その他特別に支援・指導していること、心理面・健康面の配慮】

(その他園で特別に配慮していることや障がいの状態に応じて心理面や健康面で気をつけていること)

特になし 配慮内容:

- この園長所見及び別紙診断書等の内容を確認しました
 幼稚園等から当該交付金は園に交付され、特別支援教育の充実や教育条件の向上に充てられるものであるとの説明を十分に受けました
 当該交付金の趣旨を理解しました
 幼稚園等が、当該交付金の申請書添付書類として、この園長所見及び別紙診断書等を市へ提出することに同意します

保護者氏名(自署)

各園児毎に作成し、診断書等(※写しの場合は原本照合が必要)を添付すること。

保 護 者 説 明 の 実 施 状 況 の 確 認 書

幼稚園・認定こども園名 _____

1. 今回の調査票提出や診断書等の取得にあたり、対象幼児の保護者に対して、この交付金の趣旨内容を説明しましたか。
『説明の有無』の欄に、説明済⇒「○」、説明未済⇒「×」を選択入力して下さい。

説明の 有無	氏 名	説明の 有無	氏 名	説明の 有無	氏 名
1	_____	11	_____	21	_____
2	_____	12	_____	22	_____
3	_____	13	_____	23	_____
4	_____	14	_____	24	_____
5	_____	15	_____	25	_____
6	_____	16	_____	26	_____
7	_____	17	_____	27	_____
8	_____	18	_____	28	_____
9	_____	19	_____	29	_____
10	_____	20	_____	30	_____

2. 当該園児を対象として私立幼稚園の特別支援教育に係る交付金を申請することについて、当該園児の保護者の同意を得ていますか。
『同意の有無』の欄に、同意済⇒「○」、同意未済⇒「×」を選択入力して下さい。

同意の 有無	氏 名	同意の 有無	氏 名	同意の 有無	氏 名
1	_____	11	_____	21	_____
2	_____	12	_____	22	_____
3	_____	13	_____	23	_____
4	_____	14	_____	24	_____
5	_____	15	_____	25	_____
6	_____	16	_____	26	_____
7	_____	17	_____	27	_____
8	_____	18	_____	28	_____
9	_____	19	_____	29	_____
10	_____	20	_____	30	_____

3. 添付書類として当該園児の診断書等を大阪市に提出することについて、当該園児の保護者の同意を得ていますか。
『同意の有無』の欄に、同意済⇒「○」、同意未済⇒「×」を選択入力して下さい。

同意の 有無	氏 名	同意の 有無	氏 名	同意の 有無	氏 名
1	_____	11	_____	21	_____
2	_____	12	_____	22	_____
3	_____	13	_____	23	_____
4	_____	14	_____	24	_____
5	_____	15	_____	25	_____
6	_____	16	_____	26	_____
7	_____	17	_____	27	_____
8	_____	18	_____	28	_____
9	_____	19	_____	29	_____
10	_____	20	_____	30	_____

様式第1-5号

特別支援教育担当教職員調査票(予定)

幼稚園・認定こども園名:

特別支援教育担当 教職員氏名	教員・職員 の区分	常勤・非常勤 の区分	給与額 (年額・予定)	手当額 (年額・予定)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

※給与額・手当額の合計額は、支出予算内訳書(様式第1-6号)
の「人件費合計額」と同額となること。

特別支援教育担当教職員調査票(予定)

幼稚園名：

特別支援教育担当 教職員氏名	5. 1時点の 基礎資料 (※)上の区 分	5. 1時点の 基礎資料 (※)上の専 任・兼任の区 分	給与 (年額・予定)	手当額 (年額・予定)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

※「5. 1時点の基礎資料」：大阪府へ提出の「幼稚園基礎資料調査」をいいます。

※給与額・手当額の合計額は、支出予算内訳書(様式第1-6号)
の「人件費合計額」と同額となること。

(様式第1-6号)

支出予算内訳書

幼稚園・認定こども園名

	項目	金額	内容・内訳
支 出	人件費		
	人件費合計額		
支 出	物件費		
	物件費合計額		
	合計		

(様式1－7号)

年 月 日

大阪市長様

幼稚園・認定こども園名

園長名

判定中に関する申出書

下記の園児については教育上特別な配慮を要する園児ですが、医療機関等での受診後、判定結果が出るまで期間を要しますので、下記のとおり申し出ます。

記

園児名	
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
住所	
入園年月日	年 月 日
医療機関等	
判定依頼日	年 月 日

事業計画変更届

幼稚園・認定こども園名

1 内容

※下記の様式は、申請時の提出内容から内容変更がある様式のみ提出すること。

提出の有無 (該当に○)	様式第1-2号No.1-3	調査票
	様式第1-3号	教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見
	様式第1-4号	保護者説明の実施状況の確認書
	様式第1-5号	特別支援教育担当教職員調査票（予定）
	様式第1-6号	支出経費内訳書

2 特別支援教育費交付金算定

対象月	交付金単価 ①	対象幼児数 ②	交付金算定額 (①×②)
4月	円	人	円
5月	円	人	円
6月	円	人	円
7月	円	人	円
8月	円	人	円
9月	円	人	円
10月	円	人	円
11月	円	人	円
12月	円	人	円
1月	円	人	円
2月	円	人	円
3月	円	人	円

交付金基準額

円

事業報告書

幼稚園・認定こども園名

1 内容

様式第8－2号	私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表
様式第8－3号	保護者説明等実施状況報告書
様式第8－4号	特別支援教育担当教職員調査票
様式第8－5号	支出経費内訳書

2 特別支援教育費交付金算定

対象月	交付金単価 ①	対象児童数 ②	交付金算定額 (①×②)
4月	円	人	円
5月	円	人	円
6月	円	人	円
7月	円	人	円
8月	円	人	円
9月	円	人	円
10月	円	人	円
11月	円	人	円
12月	円	人	円
1月	円	人	円
2月	円	人	円
3月	円	人	円

交付金基準額

円

(様式第8-2号)

私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表

幼稚園・認定こども園名：_____

(様式第8－3号)

年 月 日

保護者説明等実施状況報告書

大阪市長 様

幼稚園・認定こども園名

設置者名

代表者職・氏名

大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金（以下「交付金」という。）に関する保護者説明等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

対象園児の保護者に対して、交付金の趣旨内容を説明し、交付金の交付を行うことについて、同意を得ている。

交付金交付申請書の添付書類として対象園児の診断書等を大阪市に提出することについて、当該園児の保護者の同意を得ている。

特別支援教育担当教職員調査票

幼稚園・認定こども園名 :

特別支援教育担当 教職員氏名	教員・職員 の区分	常勤・非常勤 の区分	給与額 (年額)	手当額 (年額)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

※給与額・手当額の合計額は、支出経費内訳書（様式第8-5号）
の「人件費合計額」と同額となること。

特別支援教育担当教職員調査票

幼稚園名：

特別支援教育担当 教職員氏名	5. 1時点の 基礎資料上 の区分	5. 1時点の 基礎資料上 の 専任・兼任 の区分	給 与 (年額)	手当額 (年額)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

※給与額・手当額の合計額は、支出経費内訳書（様式第8-5号）の
「人件費合計額」と同額となること。

支出経費内訳書

幼稚園・認定こども園名

	項目	金額	内容・内訳
支 出	人件費		
	人件費合計額		
支 出	物件費		
	物件費合計額		
	合計		

令和7年度 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事業

交付金の額	【市長が毎年度別に定める額（月額）】 ○1人あたり月額30,000円
交付対象となる者	○令和7年4月1日時点で、大阪市要支援児受入促進指定園の指定を受けている設置者
交付金算定の対象となる要支援児	<p>下記（ア）～（カ）のいずれかの条件を満たす児童</p> <p>（ア）「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）」に基づく身体障害者手帳、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」に基づく療育手帳、又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持している幼児</p> <p>（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている幼児</p> <p>（ウ）医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、又は大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された幼児</p> <p>（エ）本市が示す集団保育等において加配が必要であると認める、障がい又は障がいの疑いの基準に該当すると医師が診断している幼児</p> <p>（オ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等の給付決定を受けている幼児</p> <p>（カ）心理学上の診断書等に基づき市長が支援を必要とすると認める幼児</p>
提出書類	<p>要綱第3条第2項 【事業計画書及び添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第1－1号）事業計画書 （様式第1－2号No.1－3）調査票 （様式第1－3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見 （様式第1－4号）保護者説明の実施状況の確認書 （様式第1－5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定） （様式第1－6号）支出予算内訳書 （様式第1－7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。 手帳・診断書等（原本または写し） <p>要綱第7条第1項 【変更承認申請書の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第5－1号）事業計画変更届 <p>※以下の様式は、変更する内容に応じて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第1－2号No.1－3）調査票 （様式第1－3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見 （様式第1－4号）保護者説明の実施状況の確認書 （様式第1－5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定） （様式第1－6号）支出予算内訳書 （様式第1－7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。 手帳・診断書等（原本または写し） <p>要綱第11条第2項 【事業報告書の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第8－1号）事業報告書 （様式第8－2号）私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表 （様式第8－3号）保護者説明等実施状況報告書 （様式第8－4号）特別支援教育担当教職員調査票 （様式第8－5号）支出経費内訳書

「手帳・診断書等」の障がい種別の判定基準

別 表

(特別支援教育費補助金・交付金)

障がい種別		障がいの程度		診断・判定できる者 及びその書類
A	視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のもの、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B	聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C	知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
		3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
D	肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	
E	病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 【※一過性の病気や既往症は含まれません】	
F	言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	
G	情緒障がい	1	自閉症又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	

(備考)・視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

・聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

・当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」に基づき作成しています。